

令和 8 年度高知県園芸品の販売促進に向けたキャッチフレーズ
及びサウンドロゴ制作に係る応募にあたって

1 目的・背景等

高知県園芸品の販売促進については、生産者やマネキン等による試食宣伝のほか雑誌や SNS など様々な媒体への広告掲載を行い、消費者に向けて PR を継続的に実施している。特に、2000 年代は、園芸こうち販売促進事業実行委員会（高知県、高知県園芸連、JA グループ高知）で「おひさまの味・高知野菜」をキャッチフレーズとした TVCM の放映、高知県出身のやなせたかし氏が作成した「高知の野菜 11 人きょうだい」の販促資材等への活用、また「ひろみちお兄さん」による「高知やさい体操」の作成など、積極的な宣伝活動を実施した。

しかしながら、上記の高知県園芸品の PR を活発に行っていた時期から 20 年以上が経過し、個人の情報発信が活発になった現在、高知県園芸品の認知が以前に比べると低迷している可能性が危惧される。

上記の課題を解決するため、高知県園芸品販売拡大協議会（以下、「協議会」という。）として、これまでの消費宣伝活動に加え、「新たなイメージ定着」に向け、高知県園芸品のファンづくりや認知度を高める宣伝活動を令和 8 年 10 月から展開する。言葉と音で印象に残るキャッチフレーズを入れたサウンドロゴを使用し、全国の量販店で開催されている高知県フェアに統一感を持たせるとともに、様々な広告媒体を用い、高知県園芸品に対して耳で消費者に印象付け、本県園芸品の認知向上を図るとともに販売促進につなげていく。

2 主なターゲット

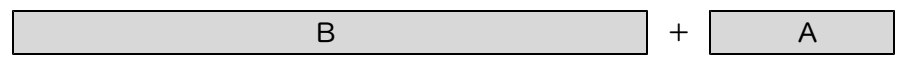
高知県外の消費者（野菜・果物を購入する 10～60 代、単身や夫婦、子育て世代を想定）

3 制作条件

(1) キャッチフレーズ

上記の目的を踏まえ、消費者に高知県園芸品（野菜・果物）を広く認知していただくキャッチフレーズで、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、キャッチフレーズとは大きく A と B で構成され、一続きにつながったものと定義する。



ア (A) について

高知県園芸品（野菜・果物）を総称して表現できる一言を作成すること。文字数は問わない。

【参考】既存のキャッチフレーズであれば、企業名、商品名、イベント名等が該当することが多い。

イ (B) について

(A) を表現するフレーズを下記の内容を盛り込んだものとする。

- ・高知県の県民性である【元気・豪快・賑やか】な生産者がつくっていることが直感的にイメージできるフレーズであること。
- ・これまでの高知県園芸品のキャッチフレーズで使われた「おひさま」「安全」「安心」「おいしい」は使用しないこと。

(2) サウンドロゴ

(1)で作成したキャッチフレーズに付けるメロディであり、次の全ての要件を満たすものとする。

ア サウンドロゴの規格等

- ・(1)で作成したキャッチフレーズを読み上げること。読み上げる音声については、収録音声、AI等問わない。
- ・サウンドロゴは、量販店で実施されるフェアで流す、サイネージ用動画での使用、SNSでの投稿等での使用を想定しており、音源データを作成することとする。
- ・サウンドロゴの使用は、動画やSNS投稿（例：イベントの周知等）の冒頭や末尾に使用する場合や、サウンドロゴ単独での使用も想定される。
- ・サウンドロゴは、メロディや音声や承認音等を組み合わせたものであり、組み合わせの内容は問わない。
- ・サウンドロゴの尺は、長くとも10秒以内とする（キャッチフレーズの読み上げも含む）。

イ サウンドロゴのイメージ

- ・サウンドロゴは、視聴者に【元気・豪快・賑やか】のような高知県民のイメージを想起させるようなものとする。
- ・将来的に視聴者がロズさんでくれることが想定される視聴者の記憶に残りやすいもの。

(3) キャッチフレーズ・サウンドロゴ共通事項

- ・キャッチフレーズ・サウンドロゴを一体で使用できるようにすること。
- ・量販店で実施されるフェアのポスターやラウンドシートなどの資材やサイネージなどの動画等、幅広い用途で長期間使用されることを想定すること。
- ・提出物は、未発表でオリジナル作品であること。過去に自治体、企業等で使用された作品との重複がないこと。
- ・商標登録可能なものであること。

4 提出物及び期限等

(1) 提出物

ア キャッチフレーズ・サウンドロゴ

- ・完成したキャッチフレーズを入れたサウンドロゴ（音源データ（WAV、MP3））

イ 企画提案書

- ・キャッチフレーズ及びサウンドロゴの制作イメージが協議会にできる限り伝わるよう、テキスト情報等で具体化したもの

(2) 提出期限

令和8年6月30日（火）17時まで

(3) 提出場所

高知県園芸品販売拡大協議会事務局

(〒781-0112 高知県高知市仁井田新港4706-4 JA高知県流通企画部内)

5 留意事項

(1) 著作権等

ア 選出された3案に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。)は、引き渡し時をもって協議会に全て移転するものとする。

イ 応募作品について、協議会は上記目的及び運営のために必要な範囲内で、複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は協議会が第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正させることがある。

ウ 応募者は協議会に対して、応募作品が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。

エ 選出された3案について、応募者は著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。

(2) 費用負担

本制作に必要なとなる一切の費用（人件費、企画費、取材費、交通費、通信費、消耗品費を含む）は、全て応募者の負担とする。

(3) 審査のポイント

審査項目・内容	配点
(1) キャッチフレーズ	15点
① 独創性 ありきたりではなく新しさを感じられるか	各5点
② インパクト 印象的で覚えやすいものであるか	
③ 適合性 高知県園芸品をイメージできる内容であるか	

(2) サウンドロゴ	15 点
① 構成 シンプルで覚えやすいものであるか ② 訴求力 幅広い世代に親しまれるものであるか ③ 創造性 これまでに似たようなものはなく新しさを感じられるか	各 5 点
(3) 全体	20 点
① 連動性 キャッチフレーズとサウンドロゴに一体感があるか ② 汎用性 長期的に使用でき高知県園芸品の販売促進につながるか	各 10 点
合 計	50 点

(4) その他

最終的に採用された 1 案に関し、商標登録又は意匠登録を行う場合がある。なお、協議会が出願人となって費用を負担し、登録手続を行うものとする。

【参考】

● 高知県の生産者の主な特徴

- (1) 県民性である元気で、明るく、社交的・開放的な生産者が多い。
- (2) 栽培技術が高く、研究熱心である。
 - ・ 狭い耕地面積であるが、生産量日本一の品目が複数ある。
 - ・ フルーツトマトやメロンなど品質・味に拘って栽培している品目が複数ある。
 - ・ 天敵昆虫類などを利用した総合的病害虫管理を導入し、全国で早い段階で環境保全型農業が普及している。
 - ・ 環境制御技術や IoT など先端のデジタル技術を導入している生産者が多い。

参照 1：生産者の圃場・インタビュー等に関する情報

J A グループ高知 YouTube



参照 2：最先端の栽培技術に関する情報

IoP が導く「Next 次世代型施設園芸農業」への進化プロジェクト Youtube



● 高知県の農業の概要

高知県は四国南部に位置し、四国の 38% に及ぶ広大な面積を占めており、県土面積の 84% が林野である。また、年平均気温 17.3℃、年降水量 2,666mm、日照時間の年合計 2,160 時間（気象庁アメダス「高知」平年値：1991-2020）と、冬季の温暖多照の気象が特徴である。この立地的・自然的条件のもと、様々な農産物が生産されており、なかでも狭あいな耕地を集約的に利用でき生産効率の高い施設園芸が盛んである。本県の園芸品は J A グループ高知を主体に全国に出荷・販売されており、野菜は 100 種類以上、果物は 40 種類以上にも及び、全国屈指の園芸産地となっている。

(1) 高知県農業産出額（令和4年）

項目	販売金額 (億円)	構成比 (%)	全国比率 (%)	全国順位 (位)
農業産出額	1,073	100	1.2	32
園芸農業産出額	853	79.5	2.4	17
野菜	674	62.8 (79.0)	3.0	11
果実	118	11.0 (13.8)	1.8	20
花き	61	5.7 (7.2)	1.3	19

※野菜、果実、花きの構成比の（）内は園芸農業産出額に占める割合

(2) 高知の面積（令和4年）

項目	面積 (ha)	構成比 (%)	全国比率 (%)	全国順位 (位)
県土面積	710,288	100.0	1.8	18
耕地面積	25,800	3.6	0.6	42
園芸用施設面積	1,131	0.1 (4.4)	3.4	9

※園芸用施設面積の構成比の（）内は園芸農業産出額に占める割合

(3) 出荷量の全国順位が10位以内の主要品目（令和4年産）

品目	出荷量 (青果=t、 花き=千本)	全国比率 (%)	全国順位 (位)
なす	38,700	16.3	1
きゅうり	24,200	5.1	6
ピーマン	11,090	8.6	4
ししとう	2,010	40.9	1
オクラ（令和3年産）	2,020	18.4	2
にら	14,300	27.0	1
しょうが	16,800	45.7	1
みょうが（令和3年産）	4,890	93.1	1
ゆず（令和2年産）	11,200	52.5	1
文旦類（令和2年産）	7,598	95.3	1
ポンカン（令和2年産）	2,036	11.9	3
小夏（令和2年産）	1,775	33.8	2
ゆり	10,600	9.7	3
トルコききょう	3,540	4.2	7

(4) 販売金額 上位 30 品目

品 目	数 量		単 価		金 額		前年 順位
		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)	
《青果物》1~30位品目	(トン)		(円/kg)		(百万円)		
1 みよ う が	4,571	102	2,141	102	9,786	104	(1)
2 高 知 な す	21,595	101	404	103	8,716	104	(2)
3 に ら	8,895	97	760	109	6,759	106	(3)
4 き ゆ う り	16,568	97	386	106	6,397	103	(4)
5 高 知 ピ ー マ ン	9,330	99	585	104	5,456	103	(5)
6 し し と う	1,511	102	1,802	89	2,723	91	(6)
7 し ょ う が	2,757	72	982	171	2,709	123	(7)
8 新 し ょ う が	2,304	106	864	104	1,991	110	(8)
9 小 ね ぎ	1,282	100	1,050	106	1,346	105	(9)
10 オ ク ラ	892	94	1,235	100	1,101	95	(10)
11 ア ー ル ス メ ロ ン	959	91	1,092	103	1,047	94	(11)
12 ト マ ト	1,176	98	764	110	899	109	(13)
13 ゆ ず	800	60	982	144	786	86	(12)
14 大 葉	138	97	3,970	105	548	102	(15)
15 ハ ウ ス み か ん	457	87	1,111	104	508	90	(14)
16 米 な す	1,097	90	419	104	460	94	(16)
17 い ち ご	223	107	1,758	98	393	104	(17)
18 土 佐 文 旦	908	95	375	108	340	103	(18)
19 す じ な し 豆	179	96	1,651	117	296	112	(19)
20 ぶ な し め じ	537	94	427	115	229	108	(23)
21 赤 ピ ー マ ン	231	91	975	111	226	101	(21)
22 す い か	324	87	595	102	193	89	(22)
23 青 ね ぎ	275	82	698	115	192	94	(25)
24 み か ん	400	48	426	146	170	71	(20)
25 土 佐 甘 と う	191	70	853	114	163	79	(24)
26 か ん し ょ	271	82	406	117	110	96	(27)
27 小 夏	160	62	657	125	105	78	(26)
28 水 晶 文 旦	84	85	1,068	108	90	91	(29)
29 小 な す	51	69	1,676	127	86	88	(30)
30 ブ ロ ッ コ リ ー	241	81	350	99	84	81	(28)

※ J A 高知県取り扱い分、令和7園芸年度（令和6年9月～令和7年8月）概数 金額順